覚書

　●●●●●●●（以下「委託者」という。）と●●●●●●●（以下「受託者」という。）とは、委託者および受託者間で締結した20●●年●●月●●日付け開発委託契約（以下「原契約」という。）に関し、以下のとおり合意したので、本覚書を締結する。なお、本覚書における用語は、本覚書に別段の定めがない限り、原契約に定めるところによるものとする。

第1条（本件開発物等の利用条件）

　受託者は、委託者に対し、原契約第11条第1項の定めにかかわらず、別紙「追加許諾の詳細」に記載の条件に従い、本件開発物等の非独占的、譲渡不可、再実施許諾不可な利用を許諾する。

第2条（その他の条件）

　前条に定めるものを除き、本件開発物等の利用に関するその他の条件は原契約と同様とする。

　以上のとおり委託者および受託者は、覚書を締結したことを証するため本覚書を２通作成し、各自その１通を保有する。

20●●年●●月●●

委託者：

受託者：

別紙

追加許諾の詳細

1.　追加許諾の対象

記載例

屋内の農作物の選果場において、現在人手にて行われている、大きさ50㎝四方のプラスチック製の箱に中にばらばらに積まれているリンゴ及びみかんを大きさ別に他の段ボール製の箱に移動させる作業を、A社のロボットアームによって自動化することを目的としたA社のロボットアームの自動制御アルゴリズムの開発業務

* ここで記載される範囲が、受託者が委託者に対して、使用を追加許諾する範囲になります。
* 記載においては、以下を網羅した上で、可能な限り正確に詳細に記載することをお勧めいたします。
  + どのような目的での使用か？
  + 使用状況はどのようなものか？（何を使い、どのように、何を行うのか？
  + その中の何を開発するのか？

2.　利用期間

20●●年●●月●●日から20●●年●●月●●日

利用期間の更新については、委託者および受託者が別途協議により決定する。

3.　利用料の金額

月額金●,000,000円

但し、消費税および地方消費税は別途支払うものとする。

* 利用料の課金方法は様々な態様があるので、状況に応じて、検討・変更してください。
  + 月額課金
  + アカウント課金
  + 従量課金（利用する量等に応じて課金する形態）
  + 固定＋従量課金

など

4.　利用料の支払時期・方法

委託者は、受託者に対し、20●●年●●月●●日以降各月末日付で受託者が送付する請求書を委託者が受領した後1か月以内に、金●,000,000円を受託者指定の銀行口座に振込送金する方法により、前項の利用料を支払う。

振込手数料は委託者の負担とする。